

裁判手続等のIT化検討会（第10回）議事要旨

日 時：令和2年3月11日（水）10:00～12:02

場 所：中央合同庁舎4号館2階共用第3特別会議室

1. 議事

- （1）民事訴訟手続のIT化の法制化に向けた検討状況について
- （2）フェーズ1の運用状況等について
- （3）自由討議

2. 民事訴訟手続のIT化の法制化に向けた検討状況について（資料1）、法務省民事局より説明。

3. フェーズ1の運用状況等について（資料2）、最高裁判所事務総局民事局より説明。

4. 裁判IT化に関する論点について（資料3、参考資料1）、内閣官房日本経済再生総合事務局より説明。湯淺委員提出資料（参考資料2）、弁護士知財ネット有志提言（参考資料3）について、内閣官房日本経済再生総合事務局より紹介。

5. 自由討議

- まず、全体の印象としては、Society 5.0 for SDGsという今の情報技術を最大限生かしながら社会課題を解決していくことを旗印に政策を展開しており、裁判のIT化も当然その中に入ってくることから、社会全体のIT化を進めていく中で、司法もそれにしっかりと対応していくことが求められているのではないかと考えている。したがって、こういった取組を非常に肯定的に受け止めており、ぜひ着実に、できるところからどんどん進めていただきたい。
- 参考資料1－3にあるとおり、司法、中でも知財訴訟分野については、現実にITの効果的活用ニーズが非常にあるので、この辺にも配慮いただきながらIT化を進めていただきたい。また、今般の新型コロナウイルス感染症への対応でも、外出自粛により場に出てこれないということが実際に起こっており、そうしたところでも、IT化は不可欠になっていると考えている。
- その次に、具体的なテーマについて、まずウェブ会議、テレビ会議というシステムの活用は急務であると考えている。実際、出頭の必要がなくなる等、関係者の日程調整

もこれによって非常に効率化されるのではないかと考えており、その結果、裁判の迅速化にも資すると受け止めている。

- 中でも、争点整理については、オンライン化が既に始まっているところであり、この取組をぜひ順次拡大していただきたい。さらに、争点整理については、現在は、原則として一方当事者が出頭しなければならないところであるので、双方が来なくていいということになるのは、非常に有益なのではないか。
- ただ、若干懸念も示されており、双方が来なければいいが、一方だけ出頭している場合には、テレビ会議が終わった後に、裁判官と出頭している人との間でやり取りが何かあるのではないかとということで、両当事者に不公平が生じたりしないように配慮いただきたい。口頭弁論についてもウェブ会議の利用は不可欠であるということで、法改正をぜひとも進めていただきたい。証人尋問も同様である。
- 書類の電子化について、今や書類のやり取りをファクスで行うというのは、ほぼすたれた状況にあり、文書は電子データで作成して電子的にやり取りしている。これが世の中のスタンダードになっていると思っており、もはやファクス機器をオフィスに置いていない事務所も多々出てきている現状であることをよく踏まえて、制度設計していただきたい。
- 提出のみならず、訴訟記録の閲覧も非常に重要だと思っており、オンラインで事件管理システムにアクセスできるようになると、それをベースに検索機能等をいろいろ使いながら、企業として対応が非常に行いやすくなる。また、企業側で大量の書類を積み上げる必要がなくなるということで、非常に期待するところ大きい。
- また、この訴訟記録が積み重なっていくことで、これがビッグデータ化して、それ自体を利用することも可能になってくるのではないか。これには、将来的な課題がいろいろあると思うが、そういう期待もある。これによってODRに活用することも考えられるのではないか。
- もう一点、電子化すると、サイバーセキュリティに対する万全の備えが、不可欠になってくる。電子化をどんどん進めるといっても、一方でセキュリティが確保されていないものがどんどん走り出してしまうと、これはまた非常に危ない話になるので、両方相まって、整備を着実に進めていただきたい。
- IT化研究会の報告書では、電子化されたデータとしてPDF化された文書が主体になっているように見受けられるが、PDFはデータが非常に重く、紙がそのままPDFになるだけでは電子化のメリットが十分活かされないのではないか。世の中の技術の進展等もよく勘案しながら、もっと効率的なデータのやり取りも検討いただきたい。
- 裁判制度を支えている弁護士が電子化推進の重要な担い手であると思っているが、IT弱者に対する弁護士のサポートが極めて重要であると考えている。国民の司法アクセスが後退することがないように、注意していただきたい。
- 裁判の迅速化は、電子化そのものでも期待されるが、オンラインで訴訟を提起する場

合には、訴訟手続の特則を設けるといった新たな制度も、この際検討いただきたい。

- 手数料等については、電子納付に一本化していただきたい。これは、当事者の利便性の観点から極めて重要である。予納郵券制度を使ってということもあるが、企業側としては、現在、郵券を扱う機会が極めて少なく、また郵券を返却されても会計処理で困ってしまうなど、非常に使い勝手が悪いところもあるので、その辺も踏まえて、手数料等の納付を電子納付に一本化する方向でぜひ進めていただきたい。
- 2013年に、対面・書面原則撤廃について産業競争力会議で当連盟代表理事から発言があり、現在2020年であるから、厳しい言葉で言うと、失われた7年だと思っている。一括整備法をずっと提案しているが、まだ全部が進捗していない。ついに総理から、これを機に遠隔ということを前提として社会で進めていくという発言があったので、これを機会にやらなければいけない。
- 対面原則、書面原則、押印原則、様式原則、目視原則、印紙原則を全部廃止し、徹底的に直してほしい。裁判の話に寄せて考えると、事業環境整備ということで、企業側の目線で落とした場合に、大きく分けると2つある。
- まず、いわゆる裁判手続に対応する直接のコストをいかに下げていくか。それを削減するのがKPIだということがまず1つある。そのために、キーワードとして、ノー書面、ノー対面、ノー出頭、ノー移動。完全完結。もう一つ重要なことは、手続について、わざわざ1回打ち出して持っていくという話があったが、全部デジタルで完結する。ここが最大のキーワード。さらに、裁判だけの手続ではなくて、裁判以外で、保全、執行、倒産を含めたトータルデザインをやらないと意味がない。その意味での完結という意味もある。
- 企業がリーガル面で困るときは、要するに、どこまでやると合法で、どこまでやると違法かという法令チェック等の作業を行う。そういうものを支えていくために、今、リーガルテックという分野がAIを使って発達しつつある。世界ではリーガルテック市場は1.8兆円。とり方によって違うので、いろいろなデータがあるが、日本では300億円といった話があり、まだまだ伸びしろがある。
- リーガルテックのAIの白書のようなものを読んでも、そこで注目されている分野は法令調査。海外だと、eディスカバリーの支援、デジタルフォレンジックスにおいてフィーチャーされている。法令調査のコストをどういうふうに下げていくかというときに、法令調査の法令の中に、広い意味で言うと、裁判や判決の話が入ってきて、オープンデータの話につながる。そういうものを分析することで、今までの動向等を調べて、どういう企業行動をとるべきかという経営判断にアドバイスしていく市場が生まれると思っている。そのため、リーガルテック市場の拡大に役立つ上で何が必要か考えたときに、知財の話でももちろん重要だが、オープンデータは非常に意味がある。

- この問題に対する解決策として、規制改革という手法以外に、もちろんインセンティブの話もやっていくべき。さらに、デジタルファーストについて、国民運動的なことも必要。せっかくいいことをするのだけれども、あまり周知されないということがよくあるので、そういうことを考えていったほうがいい。

＜「１．民事裁判手続のIT化（全面IT化の実現）」の「（１）現行法の下でのIT化」、「（２）民事訴訟法の見直し（フェーズ２及びフェーズ３）」について＞

- （１）について、資料２の右下の写真を見ると、当事者はパソコンを持っておらず、この人はネットにつながることが想定されていないようであるが、シンガポール等の諸外国で、法廷でのWi-Fiの整備が非常に重要になっており、ここでもやっていただきたい。弁護士も、全部紙で持ってくるのではなく、ネットにあげてあったり、あるいはTeamsにアップしたファイルを読むことも当然考えられるので、当事者もネットにつながるような環境が非常に重要。
- ファーストフェーズ及びサードフェーズの先行のときに、事務員と弁護士の両方にしっかりIDを渡してあげる必要がある。弁護士の事務所の中でも、その両者はしかるべき役割分担をして効率化を図っているわけで、ここで弁護士しかIDがないから変えなければいけないということがあってはいけない。今でも、放っておくと恐らくパスワードを共有すると思う。セキュリティの業界では、パスワードは歯ブラシみたいなもので、家族であっても共有しないというのが原則のため、この辺は今後の運用の中でも考えていただきたい。
- （２）の訴訟について、電子的なデータの扱いについて意見を述べたい。これは、報告書案でも引き続き検討を必要とする分野と書いてあるので、そういう中での意見ということで聞いていただきたい。報告書には、最初に完成された電子契約書などが「原本」になると書いてあって、これは原本という概念を維持するとしたら、こう言うしかないと思うが、この意味で原本というのは、いわば理論上のものではないかと思う。
- 厳密に言えば、最初にできたメモリ上にあるのが原本。それは、もちろん保存できない。また、最初に保存したハードディスク等にあるものが原本だと言ったとすると、基本的にはそれは裁判所に持ってくることはできないし、仮に持っていったとしても、これが原本だということを証明するのはなかなか難しい。簡単には原本を出せないという前提の下で運用していかなければいけない。そうすると、裁判所での証拠調べ等で行われるのは、いわば空想上の原本と、今ここにあるデータが同一の内容であるということを証明することが重要になってくると考えている。
- 要するに、原本性ということだと思うが、これを証明するために有効なのは、電子署名とタイムスタンプという技術。電子署名は、署名者が真正であることと、署名後の非改ざん性ということが保証されている。タイムスタンプも、この時刻にこれがあっ

たという、その時点からの非改ざん性が保証されるので、こういうものが非常に重要。ただ、これを実際に法廷で確認しようとする、もちろん人間にはできないため、しかるべきパソコンとソフトを使ってやる。こういう手続が果たして証拠調べの一環としてやっていいのか、検証になるのかというのは、しっかり整理していく必要がある。

- 最も簡単なのは、アドビリーダーに署名付きのPDFを入れ、自動的に署名の検証が行う方法だが、こういう場合でも、実はオンラインでないと証明書の有効性等のチェックが進まない、簡単にはいかない部分がある。さらに言えば、いろいろな準備をそこで進めなければいけない、いろいろなデータを入れなければいけないということもあるので、運用にも配慮して、こういうことの位置づけについても、今後しっかり検討していく必要がある。
- これまでの検討で、欠けていることがあるのではないかと思いますのは、紙の記録を電子化するだけでは手続は変わらないということ。手続が変わるということが大事で、民事訴訟の国際競争力ということを考えても、例えば高裁などで記録を見ていたら、1審の弁論準備で10回以上、普通にやっていた。2、3回で期日が終わっているドイツなどと比べて、そんなにかかっているような国の裁判は受けられないという話になるのではないかと気になっている。
- ウェブ会議を使った争点整理なら、ウェブ会議にふさわしいツールを考えないといけないのではないかと。例えば争点整理表、時系列表、当事者関係図といったものを必ず出す。それを出した上で、それを前提に議論していく。従来のような準備書面を何回も交換するのをやめてしまうという、新しい審理のやり方を入れていかなければいけないのではないかと。それをフェーズ1のときにもやらなければいけないし、フェーズ2のときにも、法律の中あるいは規則の中にそういうものを定めていかなければいけないのではないかと。その点の検討が1つ欠けているのではないかと。
- もう一点、これまでの検討でAIが何も出てきていないことが少し気になる。後で詳しく述べることにするが、国際化の関係で、今、多くの外国人労働者が来ようとしているし、現に来ていて、その関係の紛争が多く起きてくると思う。それに対して、どう対応していくかという策がどこにもないことが気になっている。
- 現行法下で既にフェーズ1が始まっており、使ってみると便利だという声を弁護士から聞いているので報告する。
- フェーズ3の先行実施に関しては、非常に重要なことだと思っており、弁護士実務の中では、提出する書面のほとんどが準備書面で、訴状よりも準備書面のほうが多いというがあるので、これがデータで出せるというのは非常にありがたいこと。そうやっていけば、弁護士も利便性に気がついて、行く先々のフェーズ3の移行も非常にス

ムーズに行くのではないか。

- その際に、1つ問題として、押印が規則上、義務づけられているが、1回印刷して、また押印してPDFにして出すとなると、メリットが全く阻害されてしまうので、そのあたりが省略できるような規則上の措置もぜひしていただきたい。
- システムの作り方とも絡んでくる問題であるが、フェーズ3の先行実施の法改正をしていないので、裁判所が紙で打ち出して保存するということだと思うが、そういったところもシステムの作り込みをして、今のファクスと同じように、弁護士が放り込むと即印刷されて、記録はすぐできてしまうということで対応していただきたい。そういうものは、フェーズ3の法改正後も同じだが、技術的な面から見たときに、制度の在り方自体が変わってくるというのは当然多くあると思う。法改正がまずありきで、システムを作っていくというのも論理的には分かるが、こういう技術があるから、こういう制度にしたほうがいいということもたくさんあると思う。法改正の審議と同時並行で、システム面としてどうあるべきかということも、ぜひ検討してほしい。
- フェーズ2、3に関しては、訴状をオンライン提出すること自体については、弁護士会の中でも反対はない。ただ、義務化の部分については、いろいろな議論が出ているのはたしか。そこについて、本質的には、システムが便利であればみんな使うようになり、必然的に義務化するのと同じような状況が生まれるということもあるし、インセンティブの部分があって、特に印紙代を低減するというインセンティブを与えれば、弁護士としては依頼者の手前、オンライン提出したほうが安いのに紙で出すことが選択できなくなると思う。印紙面でのインセンティブをつけるという対応を、恐らく予算的措置とも絡むため、強く要望したい。
- 法制審ではデータをどのようにして証拠化するかということについて、かなり議論されていたが、これに関しても、実はシステム側からの見方が必要。結局、原本が何か。実際に最初にできた原本と、法廷で顕出されているデータとの同一性の確認というのは、例えば刑事訴訟法などで条文があるような、所持者に協力をさせて、同一性を確認するような措置のようなものを、条文に組み込んでいくことで実現できる部分がある。証拠としての形の問題ということよりも、システムをどう使うかという観点からの法改正というものを考えていく必要がある。そういう意味でも、システムの形というものをあらかじめ考えていくことが非常に重要。
- ウェブ会議など、これから運用の仕方と、5Gの導入などで大分スムーズになっていくのではないかといいところもあるが、会議の出席の場所、非弁行為等については、引き続き非常に懸念があるので、十分に検討していただきたい。
- 書面提出の場合、リーガルテックが非常に重要な分野になるだろうと思うが、アクセスするに当たって、費用の問題が出てくると思う。パソコンやインターネットが非常に便利になると、セキュリティを含め、非常にお金がかかる。ホームページを

維持するだけでも非常に大変という状態になってくるので、便利であると同時に、それに伴う費用負担というものが出てくる。高齢者、障害者、低所得者等に対しての費用負担というところを十分に手当てしていただきたい。

- 法改正をどうしようかということを考える上で、よく問題になったのは、事件管理システムがどういうものになるのか。これが分からないと、法改正をどのように進めていくのがいいのかというのがなかなか決め切らないという意見がよくあった。それに似たものとして、本人サポートの在り方が分かってこない、しかるべき法改正の姿も議論しにくいという意見も出ていた。今後は、特に法制審での検討が進むということであれば、事件管理システムの在り方や本人サポートの在り方についての具体化ということも、並行して進めていただくことが重要。
- 特別な訴訟手続の創設について、意見を伺いたい。この手続は、短い期間、例えば半年という期間で手続が終了することが大きなメリットとして考えられるものであるが、反面、短い期間で手続を終了することだと、主張のやり取りや立証活動が十分に行われない、一言で言えば、ラフ・ジャスティス、あるいは適正手続が十分に保証されないのではないかという懸念も、特に弁護士の中で検討していると、よく聞かれる。しかし、これは当事者双方に訴訟代理人がついていて、双方当事者の同意があるときにのみ使われる手続ということが想定されるので、そうであれば許容されてしかるべきではないかという意見も、またあるところ。
- 訴訟代理人ではなくて、当事者の立場に立つ方の目から見て、この手続をどのぐらい使ってみたいのかというニーズ、要望を伺いたい。IT活用のためのインセンティブということではなく、特別な訴訟手続そのものの利点というところに目を向けた上で、ニーズについて意見があれば伺いたい。
- そもそも裁判が短期間で終わること自体に、昔からニーズがあり、それ自体が望ましいということだと考えている。
- 私個人は、訴訟手続の特則の法制化に強く期待している。この特則を実現することで、計画的審理の重要性が再認識されると思う。弁護士の中にも、計画的審理を率先して行っている人はいて、このような手続が採用されることで計画的審理が広がることを期待している。今までのような審理を前提としているから、このような手続を望まないということになるのではないかと思う。この機会に、審理自体を見直していかなければいけないのではないかと思っている。
- 訴状等のオンライン提出に関して、意見を述べたい。訴状等のオンライン提出の、特に弁護士等に関しての義務化という論点に関しては、弁護士の方々から義務化に強く

反対するご意見を頂戴したことがある。理由をうかがうと、事件管理システムがどういうものになるのか先生方のイメージがまだつかないために、非常に複雑で難しいシステムになるのではないかと感じておられるように見受けられる。

- アメリカ等で見えてきた実際使用されている事件管理システムは全く複雑なものではなく、例えばメールにファイルが添付できるぐらいのスキルがあれば、そのシステムを使いこなせるような非常に使いやすいものが多く提供されている。今後、フェーズ3の段階で事件管理システムを構築するに際しても、そういった使いやすいものを想定しているだろうと思うので、オンライン提出もそれほど難しいことではないと思う。
- オンライン提出が義務化されたとしても、IT技術に関して何か新しく勉強して覚えなといけなというわけではなく、これまでの業務の延長として、より使いやすいものになるのだということを、より多くの、地方先生方に積極的に周知することによって、安心していただき、義務化に対しての大きな抵抗をなくしていくことも非常に大切ではないか。
- 特別訴訟手続のニーズについて、双方の同意があった場合という要件がある手続を前提として、当事者の立場から、使われるケースを想定できるか伺いたい。また、セーフティネット等がないと困るといったこともあろうかと思うが、双方の同意が要するという手続にした場合のメリット、デメリットについて、何かご意見があれば伺いたい。
- もともと裁判は長くかかる、お金がかかる、結果が分からない、誰に相談していいか分からないというイメージがあるので、期間や費用が目安として立つという意味では、この特別な訴訟というのはメリットがあるだろうと思う。ただ、それを利用するに当たっての裁判の中身はどういうものが適当なのかということの検討と、双方が代理人弁護士についていただくということが最低限必要だろうと思う。この問題について、どのタイプの訴訟手続が適切なのかということの判断を誰がしていただけるのかというサポートも必要なのだろうと思う。
- 富澤総括参事官（最高裁判所事務総局民事局）
いただいた指摘について、コメントをしたい。フェーズ1の新たな運用の関係について、資料2の写真上では、出頭した当事者がパソコンを持ち込んでいない様子を写しているが、実際の手続ではパソコンを持ち込むことは可能である。他方で、Wi-Fiの環境を裁判所で整備できるかどうかについては、様々な制約等もあるので、今後の検討課題としたい。
- 裁判官が一方当事者のやり取りをしてしまうと不公平になるといった指摘について、裁判所としても、当事者間で不公平なやり取りがされることはあってはならないと考

えている。例えば、現在も行われている電話会議でも同じような問題があるが、電話を切る際には、電話会議をつないだままにして、書記官から裁判官が退室する旨説明し、裁判官が退室したことを確認してから電話を切るといった運用が行われている場合が多いと認識している。このような運用は一つの方法ではあるが、中立公正を害しないように配慮しながらフェーズ1の運用を進めていきたい。

- システムの在り方について、利用者が利用しやすいものにすることが必要であるという点は、そのとおり。今後、法改正の検討と並行して、裁判所でも、専門業者の知見を得ながら民事訴訟手続のIT化の全体計画策定を進めていこうと考えている。その検討の中で、現在の民事訴訟手続における業務を整理することを前提に、ITを使って業務モデルをどのように変えていくかを検討し、さらに、その業務モデルを踏まえて、それを実現するためのシステムの在り方を検討していく予定である。このような作業はそれなりに時間がかかるため、現時点では、スケジュール等について具体的に言うことは困難であるが、いただいた問題意識を踏まえて、しっかりと検討していきたい。
- IT化については、民事訴訟手続にITツールをただ導入するだけでは意味がなく、民事訴訟手続を抜本的に見直す契機としていかなければいけないと考えている。そのような意味で、特別な訴訟手続の実現は、大きな意味があるもの。ニーズの点についても何点か指摘があったが、裁判所だけで民事訴訟手続の抜本的な見直しが実現できるという話ではないので、当事者、弁護士とも協力しながら、より良い制度を実現していかなければならないと考えている。
- コンサルを入れるという話については、コンサルの話を聞くと同時に、ユーザーである弁護士の話もシステム設計の際にぜひ取り入れていただきたい。

<「1. (3) ITを用いた新たな運用・制度の導入（フェーズ1～3）」について>

- システムのコンサルの話について、当然、事件管理システムの構築は、要件定義ぐらいまでどんどん進め、法制化の段階でシステムがうまく作れないということになると大変なので、両方が相まってやっていただきたい。ある意味オープンな議論というのをぜひ進めていただきたい。
- このシステムの構築に当たって非常に重要なポイントは、利用者の認証。利用者の認証は、実は2種類あり、最初に登録するときの本人確認と、利用するときのログインのようなもの。まだ、余り議論されていないような気がするが、登録するときはどうやって本人確認するのか。こういうところはこれからしっかり考えていかないと、システム構築にも相当影響する。もちろん、裁判所に行って身分証明書を見せるという方法もあるわけだが、オンラインでやろうと言っているのに、オフラインというわけにもいけないので、確実なオンラインでの認証、本人確認が必要になる。

- そういった確認について、法人に関しては、商業登記制度に基づく電子証明書があるので、これをぜひ活用していくのがいい。個人に関してはマイナンバーカードの認証機構を使うのがいいのではないか。番号制度にはいろいろ懸念があるというのは存じているが、マイナンバーカードによる電子署名、あるいはマイナンバーカードの認証というのは、マイナンバーは全く使わないし、特に認証に当たっては氏名も行かないような形なので、適切に使えば、安全かつ確実な方法になるのではないか。本人を確認するための1つの方法として、ぜひ検討いただきたい。
- 知財畑というのは、扱う素材もデータ化に向いている部分があり、当事者も抵抗が少ない方が多いと思うので、ぜひそういったところで先行的にテスト的なものを作って、どんどん試していきながら、ユーザーインタフェースをよくしていく。もちろん、セキュリティやデータベース等の基幹的な部分は、あらかじめしっかりと仕様を作って組み込む必要があるが、ユーザーインタフェースの部分というのは、使いやすさという点で、使ってみないと向上していかない。いわゆるアジャイル開発と言われているような、反復型で繰り返して、どんどんユーザーのフィードバックを得ながら作っていくようなやり方を、弁護士、当事者を含めて検討して進めていただきたい。
- システム構築等の環境整備の点について、このシステムを作る際に、スマホなどでも対応できるように構築するのかが若干気になっている。現在は、特に韓国あるいは中国の裁判手続のIT化については、もう第2世代、第3世代と、システムを改良していく段階にあり、その中で非常に重要な焦点になっているのが、スマホでどのように裁判手続のIT化をより迅速化していくかということだと、調査した限りでは認識している。
- 中国も韓国も、スマホで書面、事件の進捗状況等の確認、期日等の調整をできるようにしている。これは、本人訴訟のサポートの一環としても位置づけられていると認識している。確かに、本人訴訟において、年配の方々は、スマートフォンを使われない方もいると思うが、逆に若い世代は、パソコンは使えなくてもスマートフォンは使えるという世代が非常に増えてきているので、そういった点も含めて、本人訴訟のサポートの在り方に関して、こういったスマホ対策を検討しているのかを聞きたい。
- フェーズ3のためには、恐らく非常にお金がかかるだろうと思っているが、法改正が成立しないと、予算を取ることがなかなか難しいという面もあるのではないかと推測している。ただ、その順序にそのまま沿ってしまうと、非常に遅れが生じるし、法改正を検討することも難しくなるかと思うので、できる範囲で事件管理システムの姿というものを具体的に検討することができるよう、そのための調査やコンサルティングに必要な予算を、裁判所において十二分に取りいただき、できる範囲の検討をど

んどん進めるということをぜひしていただきたい。

- スマホを使って手続できるということについて、反対はしないが、報告書の中で、総務省の情報通信白書を例に出して、これだけの方がインターネットを利用していると書かれているが、インターネットあるいはパソコン等の機器を利用することと、利用できているという程度は全く違っている。利用者のリテラシーの低さによって、様々なトラブルというものが発生しており、利用していても本当の意味で使えていないということが現実であるため、この総務省の白書をそのまま、使えているという理解にはしていただきたくない。
- 個人のアドレスの登録について、当面、個人は対象としないと書かれていたが、当面ではなく、ずっとしないしてほしい。万が一、義務化したときに誰にメリットがあるのかというところがある。ただ、個人と自営業者の線引きについては、十分な検討が必要だろうと思う。
- 研究会の報告のトーンというのは、これだけ使えているというのではなくて、これだけ使えていないという趣旨であると受け止めたほうがいいのではないか。つまり、全員が使えるわけではないので、サポート等が大事だという観点を示したと受け止めたほうがいいのではないか。
- 富澤総括参事官（最高裁判所事務総局民事局）
システムの設計・開発の点について、来年度、IT化後の業務モデルを実現するためのシステムの在り方等を検討した上で、民事訴訟手続のIT化全体のプロジェクト計画案というものを策定していきたいと考えている。これを踏まえて、具体的なシステムの設計・開発に速やかにつなげていきたいと考えている。民事訴訟法等の改正が実現しないと、要件定義を完全に確定することはできないが、改正が実現した後に、速やかにシステム開発の作業を行っていきたいと考えている。
- このようなシステム設計・開発には、予算も必要になる。最高裁としては、しっかりと予算上の手当てもしながら検討を進めていきたいと考えており、来年度の民事訴訟手続のIT化の全体計画策定についても、約1億円の予算を確保しようとしているところ。しっかりやっていきたい。
- スマートフォンの利用について、現在はスマートフォンの方が利用されているケースもあると認識している。中国、韓国、インド等の諸外国では、パソコンだけでなく、スマートフォンを利用して裁判所のシステムにアクセスすることが検討されていることは認識している。このような諸外国の取組も踏まえながら、今後も検討していきたい。

<「2. IT化の将来的な方向性」について>

- 裁判手続のIT化ということ言えば、企業側としては、被告の立場になることが多いが、原告の立場として実際に訴えることもある。その際には、執行手続まで行くことがもともと想定されている。バックオフィス連携について、知財訴訟における特許庁から知財高裁への電子データとかのやり取りの例があるが、このあたりは、行政機関が異なるので、その連携というのは今後詰めていく必要があるが、今回、e事件管理というものの体制が整備されると、執行手続自体は同じ裁判所がやるので、IT化によって、シームレスな手続ができるのではないかと。
- 個人的には、判決を取っても、判決正本と、さらに執行文というものを付けて、強制執行等の申立てをしなければならないような状況になっているが、e事件管理というものが整えば、この執行文というものすら要らなくなるのではないかと考えており、その点については期待している。
- 非訟手続のIT化についての将来的な方向性の点に関して、倒産手続のIT化の早期実現について意見を述べたい。まず、民事訴訟のIT化において、フェーズ2ないしフェーズ3において民事訴訟法が改正されると、倒産手続やその他の民事手続も準用を受ける部分がある。倒産法が民事訴訟法の準用を受けるIT化に関する部分については、いつから倒産手続において利用することができるのかという点を懸念している。
- 一方で、債権届出や債権調査など倒産手続特有の制度に関しては、民事訴訟法が改正されてIT化が実現されても準用を受ける部分がないので、倒産法等の改正がされない限り、その部分は現状の紙を用いた手続が残ってしまうことになる。民事訴訟法の準用を受ける部分と受けない部分とが混在していると、利害関係人、弁護士、あるいは裁判所も含めて、様々な点で負担が大きくなるのではないかと。
- こういった部分を踏まえて、今後具体的にどのようなスケジュールで倒産手続等の非訟手続のIT化に取り組むのか。倒産手続等のIT化の具体的な検討スケジュールをどのように考えているのかをお伺いしたい。検討に際しては、参考資料3における、「ビジネス・コート」を移転する以上はフェーズ3を実現すべきだという部分に関して、倒産手続に関しても全く同じことを言わせていただきたい。2022頃年にビジネス・コートが完成予定とされているが、現在予定されているプロセスによれば、その時点では、民事訴訟のIT化も倒産手続のIT化も完成はしていないと思われるので、そうすると紙の手続のままにて移転することになってしまう。ビジネス・コート移転時に、倒産手続を含む対象の手続について、IT化の早期実現を図るのは非常に良いタイミングであると思う。
- そのために、2021年のフェーズ3の先行実施に関連して、倒産手続についてもその先行実施を検討していただきたい。現状、132条の10は、倒産手続等、非訟手続に関して

は適用が除外されているが、132条の10を他の手続にも準用できるようにするといった点も含めて、検討して頂ければと思う。

- 今後のAIでのビッグデータの利用について意見を言いたい。AIでいろいろなことを分析する場合には、非常に変わった判決ではなく、当たり前の判決がすぐ見えていることが非常に重要。判例集などに載っているのは、驚くような判決で、普通の判決は判例集にはあまり載らない。そういうことを分析して傾向をつかむことがすごく重要であるため、今まで、こんなものはつまらない判決だと思っていたようなものも含めて公開していくことが重要。
- 公開に当たっては、プライバシーへの配慮が非常に重要で、例えば名前を仮名化しただけでは、プライバシーがだだ漏れになるようなケースもあるため、そういうところをどういう手続で、例えば内容を黒塗りするなり、非公開にするなり、きちんと考えていかないとんでもないことが起こり得るのではないか。検討を進めていただきたい。
- AIについて。昔、ドイツでガストアルバイターが不自由なドイツ語で裁判をやっているのを見た。現在、日本には多くの外国人労働者が来ていて、その人たちが裁判をすると、一定の日本語はできるかもしれないが、裁判をするのに十分な日本語はできていないのではないかという不安がある。そういう場合に、通訳によるのではなくて、AI通訳による補助ができるというシステムを入れなければいけないのではないか。
- 特に、今、考えているのは、恐らく国民生活センターにもいろいろな相談が外国人から来ているのではないかと思うが、そこから裁判に流れてくるときの受け皿。例えば、少額訴訟において本人が出てくるときに、日本語能力を補充できるようなAIの使用を許すということが考えられてもいいのではないか。あるいは訴訟手続の説明にもAIを使ってもいいのではないか。例えば、チャットボットができればチャットボットでもいいが、そういうものを備えておく必要があると思う。
- 民事訴訟以外の手続に対するITの導入のスケジュールについて、論点の中では、人事・家事手続に言及があったので、その点について報告をしたい。人事・家事手続によく関与している弁護士と話をしたところ、人事・家事手続についてのIT化というのはどういう段階にあるのか、あるいはどういうスケジュール感なのかということを非常に知りたがっている。
- 特にまだ具体的なスケジュールはないと思うが、大きな青写真というか、実現に向けて、いつ頃、具体的な動きが始まるのかということを知りたいという人はとても多いと思う。これは、人事・家事手続だけではなくて、倒産、保全・執行についても同様かと思う。具体的なスケジュールを立てていくということは、ぜひお願いしたい。

- 非訟分野、家事や倒産の分野における拡大は、非常に重要なことだと思っている。総論的な話としては、まず、データ化しやすい種類の訴訟である。例えば倒産であれば、債権届が非常にたくさん来る場合があるが、今、紙で来ているものが、最初からデータで入れてくれれば非常に扱いやすく、管財人としても助かるということがあるので、まずデータ化しやすいという意味での利点。
- また、倒産であれば債権者、家事であれば、例えば成年後見であれば非専門家の後見人といった士業以外の方が直接手続に関わってくるケースが、民事通常訴訟よりも多いと思う。そのため、そういった方がITを使うと、裁判所に行かなくてもデータをすぐに出せる、債権届等ができるといった点でも非常にメリットがあるので、進めるべき。
- AIに関しては、議題の項目で、専門家に対する援助という書き方がされているため、言語を翻訳するという形でのAIとは違う部分での、いわゆる昔から言っているエキスパートシステムという部分でのAIという側面も書かれていると思う。訴訟実務というのは、データを扱うという意味ではAIに非常にフィットしていて、AIの最初の研究も司法を題材にして研究が始まったと言われているぐらいで、向いているが、逆にアカウンタビリティがないと、訴訟としては成立しない部分がある。AIというのは学習データを使って、多分こうなるだろうという、ある意味予測で出すところがあるので、説明ができないという部分をどう考えていくか。
- 学習データを扱っていくとなると、そこには本来、守秘義務があるような情報がどんどん入っていつているし、流用していいのかという問題もあるので、その辺の倫理的な観点からのクリアが要するということもある。また、AIのみに頼ると、人間でないと考えられないようなブレークスルー的な判断ができない。過去の経験値しか集められないという部分があるので、その辺も考えていかないといけない。
- 人事と家事をまとめて資料が作られているが、人事訴訟法は、民事訴訟法の特則で、人事訴訟についても民事訴訟法の適用があるので、人事訴訟については、民事訴訟が変われば基本的に変わるものだとして理解していた。
- ただ、や研究会でも、人訴での特則のようなものについてどう考えるかといった議論はされていなかったと思うので、今後必要になってくると思うが、民訴が変われば人訴が自然に変わると理解している。
- 大野参事官（法務省民事局）
執行・破産・家事などの民事訴訟以外の裁判手続についても、ITを活用することによって国民の皆様がより利用しやすくなるという観点から見直しをしていく必要があることは、課題として認識している。もっとも、こういった他の裁判手続は、民事訴訟

法の見直しに関する議論に非常に大きな影響を受けるため、民事訴訟法の見直しに関する議論を先行させながら、その議論で得られた成果を適切な時期に活かしつつ、それぞれの裁判手続の固有部分との接続を考えながら見直しを進めていくという方法が最も効率的であると考えている。

- 現段階では、具体的なスケジュールをお示しすることはできないが、スケジュールの具体化も目指しつつ、これらの裁判手続のIT化についても、スピード感を持って取り組んでいきたい。
- 民事裁判手続のIT化における人事訴訟の取扱いについては、まだ十分には整理されていない。例えば、人事訴訟については特則もあり、調停が前置になっているところもある。調停の電子化は、民事裁判手続のIT化と同時ではなく先だということになると、調停と人事訴訟の手続との接続がうまくいくのかといったことも議論する必要があるだろう。そういう意味で、民事訴訟をIT化するから、一緒に人事訴訟もIT化するかどうかというところは、もう少し整理が必要であると考えている。

- 富澤総括参事官（最高裁判所事務総局民事局）

民事訴訟手続以外の手続についても、IT化の取組を進めていかなければならないことは、裁判所としても十分に認識している。他方で、前例のない取組を進めていく中で、どのような進め方が望ましいかについては、もう少し時間を掛けて検討したい。民事訴訟手続以外の手続には、一方当事者が申請するだけの手続もあれば、民事訴訟手続のように対立当事者が存在するような手続もある。これらの手続の特性も踏まえながら、どのような形でIT化の取組を進めていくのが良いのかについては、しっかりと考えなければいけないと考えている。

- ビジネス・コートについては、令和4年頃の開庁を目指していると認識しているが、それまでにフェーズ3の取組を実現するというのは厳しい。他方でビジネス・コートという新たな施設ができる中で、IT化も並行して検討を進めていかなければいけないというのは、指摘のとおりであり、今日の指摘も踏まえて、さらに検討を進めていきたい。

- 川村参事官（内閣官房日本経済再生総合事務局）

外国人に関する指摘については、民事司法の連絡会議の中でも取り上げられており、国内民事紛争の国際化への対応力を強化するための方策という箇所がある。その中で、通訳の質や法律相談にIT機器を活用して多言語対応といったことは盛り込まれており、一定の取組を進めるという方向性は打ち出されている。

- 他方、法廷にAIによる通訳ツールを活用することについては、さほど議論されていなかった。特に法廷で話すところは、ラフな訳ではよろしくないという共通認識があった上で、まだまだ誤訳がある中では使いにくいという形で、そこまで踏み込ん

だ議論がされていなかったということではないかと考えている。また、判決データについても、指摘をいただいたところは十分に理解した上で、取組を進めたいと思っている。

- 障害者対応の組み込みについて発言したい。データ化されれば、例えば目の見えない方などは音声で聞きたいと思う。ただ、単純にデータ化するだけでは、なかなかうまく再生できないという面もあり、技術的にはあらかじめタグを入れておく等、いろいろな措置が必要なため、法律なのか、規則なのか、それとも単なるシステムの問題なのか、どこで切り分けるのか分からないが、考えを入れながらやっていったほうがいい。
- 山本座長
民事裁判のIT化の関係では、証書の原本性の問題、特別訴訟手続と言われるような迅速な審理についてのニーズの点等について議論いただけた。将来的な方向性という観点では、保全・執行・倒産、人事・家事、これらについて、できるだけ迅速な対応が必要であろうと。そのためのスケジュールをできるだけ早く見えるような形で示していただきたいという要望がかなり強かったと認識している。
- システム開発等の点についても、できるだけ迅速な形で進めていただく。さらに、利用者、ユーザーの声も十分に踏まえた形でシステムの構築を図ってほしいという要望もあった。当検討会においても、AIの問題なども含めて、将来的な裁判手続のIT化についてモニターしていきたいと考えているので、引き続き、よろしくお願いしたい。